

令和2年4月21日

学校法人光産業創成大学院大学の活動指針

危機対策本部長(学長) 瀧口 義浩

学校法人光産業創成大学院大学の学生、教員及び事務職員は本学が極めて高い社会貢献性を持つ大学院大学であることを十分自覚し、各自が責任をもって「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に不動の精神、自制を維持しつつ感染リスクが高い行動を最大限避け、学内等に感染を持ち込むことがないよう万全の注意をしなければならない。

我が国におけるこの現下の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、本学にとっても極めて深刻な危機に直面していると自覚し、学校法人光産業創成大学院大学危機管理規程第8条に照らして「危機レベル 2」と決定し、ここに危機対策本部を設置し、以下のとおり「学校法人光産業創成大学院大学の活動指針」を定め、すべての学生及び教職員に勧告するものである。

I 学生教育(授業、研究指導)

オンラインで行う。

II 教員・研究活動

感染防止強化の上、必要最低限の人員での研究活動のみ継続

III 事務職員

在宅勤務を積極的に活用し、事務機能の維持のための必要最小限の人数のみ出勤

IV 会議、講演会

3密となる会議については、メール会議、オンライン会議のみとする。

V 学生の入構

原則登校を禁止とし、実験等やむを得ない場合については指導教員と相談して学長が決定する。なお、その際も最短時間とするよう注意をばらう。

VI 来客

禁止としてメール等で対応する。(共同研究等の相手先には担当教員から連絡する。)

VII 期間

令和2年4月22日(水)～5月10日(日)までとする。

VIII 備考

- 1 前記VIIの期間については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び静岡県の感染状況等を注視し、危機対策本部の意見を聴いて学長が定める。
- 2 危機管理対策における本事案の最重要度を勘案して「危機レベル 2」(学校法人光産業創成大学院大学危機管理規程第8条に規定する)とした上記勧告に関わらず、さらなる規制を勧告することもあり得る。

3 本学に特別に入構の許可を得た学生、教職員については本学がすでに発出した以下の通知等を基準に行動すること。

<主な通知等>

感染被害防止に係る本学基本方針 (教職員 各位 2020 年 3 月 2 日)

新型コロナウイルス感染予防対策措置期間の延長と本学方針について
(教職員、学生各位 2020 年 3 月 27 日)

新型コロナウイルス感染拡大に係る業務について (通達)
(教職員各位 2020 年 4 月 2 日)

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて (学生版、第 1 報)
(2020 年 4 月 13 日)

新型コロナウイルス感染症に係る本学の方針 (教職員各位 2020 年 4 月 14 日)

以上